

てい げん  
**提 言**

---

じんけん ね しきじ にほんご がくしゅう  
**人権に根ざした識字・日本語学習をめざして**

ねん がつ  
**2023年5月**  
しきじ にほんご せんたー  
**識字・日本語センター**

## 提言

識字・日本語教室や夜間中学校には、成人学習者が参加している。子どもの頃義務教育の保障が十分でなかった人びとであり、外国にルーツを持つ人も多い。ここでは年齢・国籍・性別を問わず、多様な人びとの生活を切り拓くための学習が求められている。ここでの学習者は、生存権、学習権などの人権保障が極めて不十分な状況に置かれてきた人びとであり、その学習には人権教育の視点が欠かせない。しかし、人権学習の不十分さから、差別事象も生起している。実際、大阪市内の識字・日本語教室においては、セクシュアルハラスメントが起きている。また、今回の調査のきっかけとなった、識字・日本語教室や夜間中学校関係者らが集い交流する、「だい 30 かい よみかきこうりゅうかい」（2019）においても部落差別事象がおこっている。

識字・日本語教室の場合、市町村などが主催する教室が含まれているが、実態としてボランティアによって運営・維持されているものが多い。また、公立夜間中学校の場合、中学校教職員として採用され、昼間の中学校勤務を経て、人事異動等によって夜間学級の担当となった人が多い。なかには再任用や非常勤で勤めている人もいる。当初から夜間中学校を意識していた人は必ずしも多くない。

このことから、2021年度、識字・日本語センターでは、識字・日本語教室のボランティアの意識を調査するとともに、夜間中学校の協力を得て夜間中学校教職員の意識調査を行った。また、それと並行して人権学習プログラムづくりを進めた。これらの活動をとおして、人権に根ざした識字・日本語学習を進めるために必要な、教室や学校及びそれを支える行政の課題を浮き彫りにし、多くの人の参加のもと検討会を積み重ね、その解決のための提言を行うこととした。調査結果は、提言を含め報告書『人権に根ざした識字・日本語学習をめざして』（識字・日本語センター、2023年5月刊）に示されている。ここでは、それらを踏まえながら、まとめて提言する。

### 【行政への提言】

#### 1. 行政担当者、ボランティア、教職員の人権研修を進める。

学習者の存在は、これまでの人権保障の不十分さに由来しているものであり、識字・日本語学習は人権学習と重ねて行うことが必要である。部落差別解消に向けての取り組みに

についても識字教室の実践から学ばれるものが多いことが調査結果からもうかがわれるが、過去5年間に部落問題の研修を受けていない人が地域日本語教室のボランティアでは8割近く、夜間中学校教職員でも半数近くあり、被差別部落の識字教室ボランティアでも2割以上ある。過去に人権研修を受けたとしても、その後の変化に応じて継続的に人権学習をする必要があることが、差別事象を通じても示されている。

## 2. 基礎教育の保障は国や自治体の責任であり、基礎教育を必要とする人の把握のための調査を実施し、「教育機会確保法」の普及を図り、識字・日本語教室や夜間中学校を増設するとともに、それらの広報に努めて、これに係る公的予算の確保や施設の提供などを進める。

国勢調査等の結果を見ても、基礎教育を必要としている人の数に対して、識字・日本語教室や夜間中学校への参加率は極めて低く、これらの教育機会を知らない人が多い。総合的な成人基礎教育政策の欠如や移民政策の不在などが教育機会の確立を妨げている。「教育機会確保法」をふまえ、夜間中学校の増設を進め、識字・日本語教室の充実を図って、地域における成人基礎教育の発展を期さなければならない。夜間中学校への入学条件も、日本語の熟練度などで門戸を狭めることがあってはならない。

## 3. 教育・福祉・労働・産業・人権・国際交流など関連諸行政が連携して取り組む。

学習者の生活に関連する諸行政の連携が重要である。経済的困難や差別等で就学や教育の継続が阻まれた例が多く、学習の参加には生活の基盤を整えることが必要である。あらゆる行政関係者が、このことを自覚して取り組まなければならない。国策も影響して外国人労働者の参加も多くなっている。雇用者への働きかけも含めて教育の公的保障が欠かせない。

## 4. ボランティアや学校と行政の役割及び相互の関係について、協議を密にする。

ボランティア任せの姿勢の行政が見られ、ボランティアもそのなかに巻き込まれている面がある。識字教室のボランティアや夜間中学校の教職員で、行政の役割に疑問を持つ人が多い。教育保障についての行政の責務の遂行が求められる。子どもの教育において、昼間の学校での保障を十分なものにするといった課題があり、安易に夜間中学校等にゆだねることがあってはならない。

5. 識字・日本語教室や夜間中学校の開設・充実・広報を活発にし、予算を増額して学習者の実態に即した設備の整備や経済的援助を行う。

識字・日本語教室や夜間中学校は通級・通学の容易な場所に多く設置されなければならない。識字・日本語教室は、地域の公民館・図書館・隣保館等公的施設での開設が望まれる。夜間中学校も身近にない地域がある。大阪市も交通至便な地の夜間中学校を維持すべきである。識字・日本語教室や夜間中学校は、予算の増額を求めている。択一回答ではあるが、夜間中学校の存在を赴任して初めて知った教職員が2割、行政の広報によって知ったという教職員が1%にも満たない。住民への広報は一層わかりやすいものでなければならず、多様なメディアを用いるとともに、必要とする人の多い地域や職域団体を通じての働きかけが欠かせない。

6. 特に識字・日本語教室については、経費の負担や場の確保、行政担当者の位置づけの明確化、教室への関わりなどを進め、ボランティアの関わる教室の自主運営を尊重しながら、学習の条件整備にあたる。

行政のボランティア依存が強く、行政が主催でも、行政職員の関わりが乏しく、実態の把握さえ不十分な教室がある。一方、行政の責任についてボランティアからの顕在的要望は弱い。人権に根ざした活動が活発になるよう行政と民間が協力する必要がある。

7. ボランティアの幅を広げるとともに、その研修の機会の提供を積極的に行う。とくに研修内容として、学習者の社会的背景にある社会問題の学習の位置づけを明確にする。

ボランティア大多数が高学歴者、高齢者である。多様な人の参加を促すことも課題である。ボランティアに参加してよかったこととして、「学習者から学ぶことができた」を4分の3の人が挙げているが、社会の在り方を問うところまでに至っているとは言えない。また、その観点からのじゅうぶんな研修もなされていない。社会的な問題についての研修を求める人も3割弱である。ボランティアの意識は、大阪府民全体と比較すれば人権意識が高く、研修受講状況も多い。社会的な問題の研修を受けたいという要望は、これまでに受講した研修の比率よりも高いのであり、研修を適切に行えば、しっかりと成果の上がるのが大いに期待できる。一つの方策として、地域日本語教室のボランティアは半数がボランティア入門講座を受けているので、その内容に人権学習を位置づけることが求められる。

8. すべての教職員が夜間中学校や識字・日本語教室についての理解を深めるように、養成・研修を行う。

夜間中学校に赴任するまで、夜間中学校についてよく知らなかった人が少なくない。また、昼間部の教職員や他種の学校教職員も、夜間中学校や識字・日本語教室をよく知ることは、そこへの赴任の有無にかかわらず、教育を進める上で必要である。

9. 日本語教育、特に初心者の日本語教育の公的保障機関を整備する。

地域で行われてきたこれまでの識字・日本語教室は、住民としての交流に重点を置いたものであり、多様な日本語学習へのニーズに対応するには限界もある。仕事に関連した日本語学習は、雇用者や関連行政が責任をもって取り組む必要がある。また初心者への対応には、専門的な力量が求められる。夜間中学校においても、日本語指導に難しさを訴える教職員が少なくなく、日本語指導教員の配置を進めなければならない。

10. 識字・日本語教室、夜間中学校、地域組織等の連携・交流を進め、基礎教育の総合的取り組みを進めるための制度を確立する。公費を投じての国及び地域の識字・日本語センターの設置・運営も課題である。

調査を通じて、それぞれの存在や考え方が分かったという人も少なくない。互いの協力によって、学習者の広がりが期待される。各国の取り組みを参考に、学校教育・社会教育を通じて総合的な基礎教育保障制度を整えることが必要である。

## 【識字・日本語教室・夜間中学校への提言】

11. 成人基礎教育の理念を追究する。

識字・日本語教室や夜間中学校のめざすものについて、論議が十分行われているとは言えない。単に現状に合わせる教育ではなく、人権尊重社会を築く力をつける教育を指向することが重要である。

12. 学習者の運営参画を促進する。

被差別部落の識字教室で培われてきた学習者の教室運営参画は、被抑圧からの解放、教育の改革に不可欠であるが、そのような参画が希薄になっている教室や学校もうかがわ

れる。識字・日本語教室においても、夜間中学校においても、学習者の運営への参画は  
人権や民主主義の基本として尊重されるべきである。

### 13. 相互学習を盛んにし、個別学習と全体学習を組み合わせる。

学習者の生活課題と学習を結びつけ、経験を踏まえた学習者相互の、また学習者とボラ  
ンティア・教職員の相互学習を展開することによって、主体的で生きた学習となることが示さ  
れている。学習者の実情に応じての学習とともに、集団としてのつながりを重視し、支えあ  
って問題解決にあたる力を培うことが必要である。

### 14. 学習者の生活に関する相談にも応じ、該当の窓口につなぐ。

識字・日本語教室においては、コロナ感染の広がりのなかで、相談にのったり解決を手伝  
ったりしたボランティアは少数である。これは、ボランティアの意識だけの問題ではなく、ほと  
んどが週に1回で2時間程度の教室であるため、問題がわかかっていてもなかなか対応でき  
ないことが背景にはある。このことは、コロナ感染だけではなく、他の問題についても発生す  
る可能性がある。その弱みを越え、課題解決に取り組めるようにするためにも、生活について  
語る場として教室の意味は大きく、提起された問題を行政や他機関につなぐことも重要で  
ある。この点は、日々開催の夜間中学校の取り組みとしても重視する必要がある。

### 15. 具体的な事例に基づいて実践につながる人権学習がなされるよう、研修の機会を持つ。

学習者のエンパワーメントとして、自他の権利を学習し、実践につなぐことが重要である。  
しかし、識字・日本語教室において部落問題など人権問題に向き合って積極的な行動をと  
るボランティアは少ない。夜間中学校教職員においても同様である。自己開示やカミングア  
ウトの意義や留意点の理解も不十分である。この5年ほどの間に外国人の人権について  
の学習にまったく参加したことがないというボランティアが、地域日本語教室では6割を越  
えている。それ以外の項目についても、人権課題の研修に参加したことがないというボラン  
ティアは、とくに地域日本語教室に多い。人権学習モデル教室での取り組みなどからも明ら  
かなように、人権学習が実りあるものとなるには、学習者と離れたところにある問題として様  
々な社会問題を学ぶのではなく、教室の学習者をはじめ、具体的な事例に基づいて人権  
学習を進めることが望ましい。

16. 日本語学習が同化主義に陥らないよう留意し、多民族共生を人権確立の観点に立って進める。

日本社会への適応をもっぱら強調する考えに対して、あいまいな姿勢を取る人が半数程度見られる。このことに関しての歴史学習も不足している。結果として、教室や学校での活動が無意識のうちの同化主義に陥る恐れがある。その点の自覚を促し、識字・日本語教室や夜間中学校の理念を共有することが求められる。この点について行政の責任や役割も期待したい。学習者のそれぞれの母語や母文化を尊重し、相互の歴史的関係などを含めて、互いに学びあうことが大切である。

17. 教材は既成のものに頼るのではなく、学習者に応じたものの創造をはかる。

ボランティアにおいて既成の教材への依存傾向が見られるが、学習者の文集の活用なども含めて、学習者の課題に応じた教材の創造が重要である。人権学習モデル教室の取り組みからも明らかのように、学習者の作品を教室内で輪読するなどして、教室全体で共有することは、学習者やボランティアの絆を太くする上で有効である。

18. 地域組織や人権関係団体との連携を強化する。

識字・日本語教室のボランティアには地域での活動経験者が4割いる。このことは、学習者と地域組織とをつなぐ役割をボランティアが果たす可能性を示している。識字・日本語学習における人びとの関係を教室内にとどめず、各種の地域組織にも働きかけて、学習の輪を拡げ、生活を支えることが課題である。地域に支援組織を結成することも望まれる。また、差別撤廃・解放運動をすすめる団体・組織との連携が重要である。

19. 識字・日本語教室、公立夜間中学校、自主夜間中学など基礎教育機関・団体相互の理解と連携を深める。

夜間中学校から識字・日本語教室へ、また識字・日本語教室から夜間中学校へ進む人も少なくない。他機関・団体の基礎教育の取り組みを知り、つながることによって、教育実践が豊かなものになる。被差別部落の識字教室と他の教室とで、人権学習などに差があり、交流によって取り組みの発展を期さなければならない。

## 【まとめ】

今回の調査は、「よみかきこうりゅうかい」で生じた差別事象を契機とするものであり、基礎教育の保障に関わる人びとの意識を把握し、識字・日本語教室や夜間中学校の現状と課題を明らかにすることに努めた。その結果を踏まえて、人権に根ざした識字・日本語学習を進めるために必要な今後の取り組みについて提言するしだいである。

識字・日本語教室や夜間中学校の成立・展開にあたっては、過去・現在の教育や社会のあり方が問われている。識字の複数性を強調し、識字環境の改革を促すユネスコの動向にも着目しながら、識字・日本語学習など基礎教育が、問題の背景に迫り、学習者が主体的に社会をとらえ返し、人権文化の創造にあたることができるように、批判的識字や批判的教育学の観点からの取り組みが促されている。

競争的な教育に支えられた格差社会を克服するために、すべての人のための識字は、すべての人のための教育の核心をなすものである。識字・日本語教室や夜間中学校の取り組みが、あらゆる人のものとなることが必要であり、これらにおける教育理念や実践があらゆる教育に浸透させられなければならない。

学習者が教育の担い手であり、すべての人による教育を実現することによって、1985年ユネスコ国際成人教育会議における「学習権宣言」にも示された、「歴史を創造する主体」の形が可能となる。

ぶんせき うえすぎたかみち  
(文責:上杉孝實)

本提言は、2021年に実施された、識字・日本語教室のボランティア、中学校夜間学級教職員の調査報告の結果をもとにした提案である。識字・日本語教室、中学校夜間学級における課題解決にむけて調査分析・検討を重ね、策定した。調査報告は、2019年に行われた「だい30かい よみかきこうりゅうかい」で起こった差別事象をきっかけに実施された。調査報告書「人権に根ざした識字・日本語学習をめざして」には詳細な調査結果と分析を記載している。ぜひあわせてお読みいただきたい。

★意識調査報告書(ウェブ版) <https://call-jsl.jp/2021houkokusho>

★意識調査報告書(紙版) 頒価1,000円(数に限りがあります)

事務局 丸山敏夫までご連絡ください。

(メール [tmarusan1945@hotmail.co.jp](mailto:tmarusan1945@hotmail.co.jp) 携帯電話090-1223-9274)